

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
北陸管内港湾を活用した物流機能強化方策検討業務 令和7年7月1日 ～ 令和8年3月18日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和7年7月1日	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 本業務は、国内外の経済・社会情勢の変化に伴う物流への影響や、農林水産物・食品の輸出拡大に向けた物流動向を踏まえ、港湾物流の方策検討、大規模災害時における北陸管内港湾での内外貿代替利用の検討及び北陸地域国際物流戦略チーム広域バックアップ専門部会並びに幹事会の運営を行うものである。 世界情勢変化に伴う北陸地域における物流動向の整理については、北陸地域と東アジア地域の物流動向を把握するため、的確な方法により今後の北陸地域と東アジア地域間の貨物需要量を推計する必要がある。 また、大規模災害時における持続可能な物流体系の検討については、昨今の労働環境の変化などの不確定要素が多々含まれる状況において、太平洋側大規模災害時に北陸管内港湾で受入可能な貨物量を推計し、北陸管内港湾のポテンシャルを的確に評価する必要がある。 以上より、本業務を実施するにあたっては、物流等に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人みなと総合研究財団は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。	39,820,000	39,820,000	100.00%	-	
港湾施設等の維持管理に係る技術情報提供業務 令和7年7月17日 ～ 令和8年1月30日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和7年7月17日	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内の港湾等管理者、北陸地方整備局職員及び港湾施設を所有する民間企業等に対し、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理業務に必要な技術情報の提供を行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理計画の策定から点検診断(性能判定)、維持管理計画の見直し、維持補修の実施、に至る一連のプロセスに精通している必要があり、予防保全計画策定事例の検討に関して高度な知識や専門的な知見を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人沿岸技術研究センターは、技術提案書、及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約するものである。	12,518,000	12,210,000	97.53%	-	